

始良市余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、始良市が執行する建設工事の一部において、余裕期間を設定した契約方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事の発注に当たり、実際の工事期間の前に、建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。

(対象工事の選定)

第3条 余裕期間の設定の対象となる工事は、受注者が工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない工事の中から発注者が選定するものとする。

- (1) 竣工期限を設定して執行する工事
- (2) 余裕期間を設定した場合に繰越が予想される工事
(明許繰越予算措置等は除く)
- (3) 緊急性のある工事
- (4) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

(余裕期間の設定)

第4条 余裕期間は、落札決定通知の翌日から起算して120日間とする。

- 2 前項の規定により難しい場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。

(制度の適用)

第5条 当該制度を適用しようとするときは、執行伺いにおいて「余裕期間適用」と記載した上で、決裁を受けるものとする。

- 2 当該制度を適用する工事においては、特記仕様書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 余裕期間設定契約制度の対象工事であること。
- (2) 受注者は、落札決定通知の翌日から起算して120日以内又は市が指定する期限までの期間で任意の日を工事開始日とすることができること。
- (3) 第6条第1項に規定する工事開始日の設定及び通知に関すること。
- (4) 第9条に規定する前払金の取扱いに関すること。
- (5) 第10条に規定する余裕期間中の取扱いに関すること。

(工事開始日の設定)

第6条 受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、工事開始日通知書(様式第1号)により契約書案の提出期間内に発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項に規定により通知された工事開始日を工期の始期日とした契約を受注者と締結しなければならない。

(手続きの特例)

第7条 受注者が行う手続きの特例については、下記のとおりとする。

- (1) 現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとする。
- (2) 受注時の工事实績情報データベースへの登録について、工期開始日から10日(始良市の休日を定める条例(平成22年始良市条例第2号)第1条第1項に定める休日を除く。)以内に登録するものとする。

(工期の設定)

第8条 工期の始期日から終期日までの期間は、発注者が定める工事期間を確保することを原則とする。

(前払金の取扱い)

第9条 受注者は、工事開始日までは前払金を請求できない。

(余裕期間中の取扱い)

第10条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日の前日までの期間は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
- (3) 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。
- (4) 期間中は当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。